

<判例研究>

# 心中事例における自殺幫助罪と 同意殺人罪の区別について

——東京高裁平成 25 年 11 月 6 日判決を参考に——

河 野 敏 也

目次

【事実の概要】

【判旨】

【検討】

I 序論

II 自殺幫助罪と同意殺人罪の区別に関する判例

1. 大判大正 11 年 4 月 27 日刑集 1 卷 239 頁
2. 合意に基づく同死（心中）に関する判例
3. 小括
4. 本判決以後の判例の概観
5. 検討

III 結論

キーワード：心中，自殺幫助，承諾殺人，囑託殺人，同意殺人

東京高裁平成 25 年 11 月 6 日判決

承諾殺人（認定罪名：自殺幫助）被告事件

平成 25 年（う）1294 号

破棄自判

出典：判タ 1419 号 230 頁，D1-Law 文献番号 28230700 など

## 【事実の概要】

原判決の認定によれば、被告人は、不倫による罪悪感等により自殺を企図していたところ、被害者妻も共に自殺したいと申し出たことから、心中することを決意し、山中の駐車場の自動車内で、被害者の承諾を得て、殺意をもって、着火した練炭コンロ2個をそれぞれ後部荷台と助手席前においてドアを閉めるなどし、発生した一酸化炭素を被害者に吸入させ、急性一酸化炭素中毒により死亡させて殺害した、というものである。原判決は、承諾殺人と自殺幫助の違いは殺害の実行行為を犯人自らが行うか否かにあるとした上で、被告人が着火した練炭コンロを車内に置いてドアを閉めた行為は殺害の実行行為に当たり、この間、被害者は車に乗っていただけで、殺害の実行行為に及んでいないから、被告人には承諾殺人が成立するとした。これを受けて弁護人は、被告人の行為は自殺幫助にとどまるから、承諾殺人罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認ないし法令適用の誤りがあるとして控訴した。

## 【判旨】

東京高裁は、原判決を破棄し、次のように自判した。

「関係証拠によれば、被告人と被害者は、二人で一緒に死のうなどと話して自殺方法を相談し、酒と睡眠薬を飲んだ上で自動車内において練炭自殺をすることを決め、練炭コンロ等を準備するとともに、本判決数日前には埼玉県秩父市内の山中で自殺に適した場所を下見するなどしていたこと、本判決当日も、事前の相談のとおり、自動車で下見した秩父市内の山中に向かい、共に酒と睡眠薬を飲み、着火した練炭コンロ2個を車内に置いてドアを閉めるなどしたが、被害者のみが急性一酸化炭素中毒で死亡し、被告人は死亡するに至らなかったこと、着火した練炭コンロを車内に置いてドアを閉めたのは被告人であるが、被害者も、練炭の着火方法を被告人に助言するとともに、自らも車外における着火作業の一部を分担したこと

が認められる。

被告人と被害者は、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し、そのとおりの方法、場所で自殺を図ったものであり、被害者も自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与しているから、被告人と被害者は一体となって自殺行為を行ったものであり、被害者自身も自殺を実行したとみるべきものである（大審院大正11年（れ）第463号、同年4月27日判決・大審院刑事判例集1巻239頁参照）。

原判決は、被害者が練炭の着火を一部分担したとしても、殺害の実行行為の準備行為にすぎないとするが、前記のような事実関係の下では、練炭への着火は、練炭コンロを車内に置いてドアを閉めるという直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為であり、単なる準備行為にすぎないとする原判決の評価は、いささか形式的にすぎ、賛同できない。

そうすると、被告人の行為は、自殺の意思を有する被害者に対し、共同して自殺行為を行うことにより、その自殺の実行を容易にしたものとして、自殺幇助に該当すると認めるのが相当である。」

## 【検討】

### I 序論

本判決は、二人で練炭自殺による心中を図ったところ、一方が生き残ったという事例である。原審では、被害者が練炭の着火を一部分担したとしても、殺害の実行行為の準備行為にすぎないことから、承諾殺人罪が成立するとした。これに対して、本判決は、これを殺害の実行行為の準備行為にすぎないと解することは形式的にすぎるとして、練炭への着火は、練炭コンロを車内に置いてドアを閉めるという直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為であると、被告人と被害者は一体となって自殺行為を行ったものであり、被害者自身も自殺を実行したとして自殺幇助罪が成立するとした。<sup>(1)</sup>

承諾殺人罪と自殺幫助罪は、いずれも刑法 202 条で同一の法定刑が定められている。その意味で、多くの学説からは両者の判別に大きな実益はないと言われるのである<sup>(2)</sup>。これに対して、具体的な量刑の判断には差が生じることが指摘されている<sup>(3)</sup>。富山地判平成 17 年 6 月 13 日裁判所ウェブサイト掲載判例は、量刑の理由において、「一般に、自殺関与罪の違法性と責任は、同意殺人罪のそれより軽い」と判示している。また、心中で生き残った者にとってみれば、承諾を得て殺害したか自殺を手助けしたかは大きな問題だとする指摘や、自殺関与と同意殺が「規範的に峻別されていることにはやはり一定の理由がある<sup>(4)</sup>」とする指摘がある<sup>(5)</sup>。さらには、202 条を越えて、重大な承諾傷害を可罰的としながら自傷に対する幫助を不可罰と多数説が解している点を挙げて、両者の区別の重要性が解かれている<sup>(6)</sup>。

そこで、本稿では、合意心中における判例の立場を概観し、自殺幫助と同意殺人をどのように区別されているのか検討していくことにする。

## Ⅱ 自殺幫助罪と同意殺人罪の区別に関する判例

### 1. 大判大正 11 年 4 月 27 日刑集 1 卷 239 頁

自殺幫助に関してコンメンタル類の記載は、次のようなものである。すなわち、自殺幫助とは、すでに自殺の決意を有する者に対し、自殺の方法を教えることや器具あるいは手段を供与するなど、その遂行を容易にすることをいう。このように述べた上で、本判決でも引用された大判大正 11 年 4 月 27 日刑集 1 卷 239 頁（以下、大正 11 年判決とする）が示されている<sup>(7)</sup>。

大正 11 年判決の事実の概要は、被告人と被害者が誤ってダイナマイトを爆発させたことで、被害者が重傷を負い、前途を悲観して入水を試みたがうまくいかず、被告人に殺害を再三囑託した。これを受けた被告人が被害者を川で窒息死させたというものである。これに対して、「自殺幫助は自殺の希図を有し而も自らこれを実行せんとするに当りその方法を支持しもしくは器具を供する等これが実行を容易ならしむる行為」であり、「囑

託殺人とは被害者自殺の希図を有するも自らこれを実行するの意思なき場合においてその依嘱を受け受託者自ら手を下してその希図を実現せしむる行為を指す」とし「判示事實は嘱託殺人罪を構成するもの」と判示した。大正11年判決は、自殺幫助と嘱託殺人の定義を述べており、両者の区別のリーディングケースとされていることから、承諾殺人罪か自殺関与罪かが争われた本判決で先例として参照された。そして、「被告人と被害者は、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し」、「被害者も自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与している」と認定した部分が大正11年判決の判断枠組みに従ったと評されている<sup>(9)</sup>。

大正11年判決は、自殺幫助と嘱託殺人の区別基準として、「自殺行為に出たのは被害者本人（自手）かそれとも他人（他手）かで両罪を区別<sup>(10)</sup>すると解されている。これを受けて通説的見解は、「自殺は自らの手で死ぬことであり、殺人は他人を殺すこと」とし、「自殺意思のなかった人を唆して本人の手だけで自殺させた場合、自殺の意思を有する者の依頼に応じ毒薬を購入して渡したが毒薬を飲む行為には全く関与していない場合などが自殺教唆・幫助であり、嘱託を受けまたは承諾を得て「じっとしている者を刀で突き刺す」などの場合が嘱託・承諾殺人であると注釈されている<sup>(11)</sup>。さらに、例えば介錯といった、頼まれて「他人の自殺の実行に直接手を貸す行為<sup>(12)</sup>」は、自殺の幫助ではなく、嘱託殺人罪にあたと述べられている。

ただし、大正11年判決に対しては疑問が投げかけられている。すなわち、大正11年判決は「嘱託殺人罪と自殺幫助罪の一般的・抽象的な基準を述べたにとどまる」もので、事実としても「重傷を負って動けない被害者から嘱託を受けて、川に投げ込みこれを殺害したというものであって、いかなる見解からも嘱託殺人罪のほうが成立することに疑義は生じない」のであって、「先例の参照にはあまり意味がないように思われる」との疑問である<sup>(13)</sup>。また、「大正11年判決の述べていること」は、自殺幫助と嘱託殺人の「概念定義が同語反復的に確認されているにすぎ」ず、「両罪の違いに関する実質的な検討が加えられているわけではない」とも指摘されてい

<sup>(14)</sup>。そして、「頼まれて毒薬を買ってきて渡した場合、その薬を口にに入れてやった場合、さらに水といっしょに呑み込ませてやった場合など、どこまでが自殺幫助で、どこからが同意殺かはっきりしない<sup>(15)</sup>」のであって、毒薬を飲む行為には全く関与していない場合を自殺幫助、毒薬を口に入れた場合には囑託殺人とするのは、両者に「実質的な違いがあるか、疑問がないわけではない<sup>(16)</sup>」とされていたのである。

## 2. 合意に基づく同死（心中）に関する判例

本判決は、大正 11 年判決を引用しているが、有効な「合意による心中」をして失敗した者がいた場合については、以前から別の判例が言及されており、大判大正 4 年 4 月 20 日刑録 21 輯 487 頁、大判大正 15 年 12 月 3 日刑集 5 卷 558 頁、東京高判昭和 30 年 6 月 13 日高刑特 2 卷 12 号 597 頁が挙げられている。<sup>(17)</sup>「合意による心中<sup>(18)</sup>」で失敗した者がいた場合、「判例は自殺教唆・幫助の成立をみとめて<sup>(19)</sup>」と述べられることがある。そうすると、合意に基づく同死の場合には類型的に自殺教唆・幫助となるのが先例と解することもできることから、以下ではこれらの判例を見ていくことにする。

大判大正 4 年 4 月 20 日刑録 21 輯 487 頁は、被告人が、被害者と同死すると合意した上で、被害者が致死の方法に苦しんだことで、腰紐を被害者の頸部に巻き付けて緊絞して死に至らし、短刀で自己の咽喉を刺したところ急所を外していたため死に至らなかった、という事案である。上告趣意書では、被告人の行為が実質的に被害者の自殺といえるところ、自殺幫助とされたことについて述べられたが、大審院は、「自殺者もしくは被殺者たる本人と犯人との間に同死する合意がありたると否とによりて刑法 202 条の成立に影響をおよぼすことなし」として自殺幫助罪の成立を認めた。

大判大正 15 年 12 月 3 日刑集 5 卷 558 頁は、被害者の身の上話を聞いた被告人が自己の境遇と思い合わせて痛くこれに同情し、互いに情死することを企て、被告人が昇汞という塩化水銀（Ⅱ）を 2 瓶入手し、それぞれ服用し自殺を試みたものの被害者のみが死亡したという事案である。弁護人は、それぞれで服用したことは自殺の共同実行であるので、自殺幫助には

当たらないと主張した。大審院は、自殺関与罪は、行為を一個独立の罪として処罰していることから、自殺とは別に被害者の自殺を幫助した行為により罪責を負うとした。

また、東京高判昭和30年6月13日高刑特2巻12号597頁は、被告人と被害者とが不倫関係にあるところ、被告人の妻娘と被害者の母が知ることになり、別れ話を持ち出されたことで、被害者から共に死のうともちかけられた被告人がこれを承諾し、多量の睡眠薬を服用したところ、被害者が中毒死したという事案である。東京高裁は、被害者の「自殺行為を容易ならしめたものといえることができるのであつて、すでに、自殺の意思をもつ者に対し、自殺行為を容易ならしめた以上、それが積極的手段によるものたると消極的なものたると、将又、有形的な方法たると無形的なものたるとを問わず、すべて、その所為は自殺に対する幫助行為というに妨げないのであつて、被告人の判示所為たるや、まさに、刑法第二〇二条にいう自殺幫助行為に該る」とした。

これらを見ると、確かに心中の際に生き残った者に対して、「判例は自殺教唆・幫助の成立をみとめている<sup>(20)</sup>」と評価することも可能であろう。しかし、大判大正4年4月20日は、「甲は乙を絞殺している。それゆえ、囑託殺人罪にあたる<sup>(21)</sup>としてもおかしくない」のである。事実、大判大正4年4月20日は、被告人が被害者の囑託によりて同人を殺害するの決意をなし被害者の腰紐をもってその「頸部を緊約し<sup>(22)</sup>もってこれを死に至らしめたる事実を判示し刑法第202条の他人の囑託を受けこれを殺害したる罪に問擬したるは相当」と述べているのである。このようなことから、通説は、「合意による心中のばあいは、自殺教唆・幫助罪または承諾殺人罪になる<sup>(22)</sup>」として大判大正4年4月20日及び大判大正15年12月3日を挙げている。これらの判例・学説は、「合意の同死（心中）は、実質において自殺の共同正犯である。単独の自殺が罰せられないのと同様に、共同の自殺も罰せられない<sup>(23)</sup>」という見解に対する文脈であることから、合意に基づく同死の際に生き残った者の行為がただちに類型的に自殺教唆・幫助に該当することにはなり得ない。

### 3. 小括

本判決のような自殺幫助と囑託殺人の区別については、すでに述べた通り、一方で、同一構成要件内の区別の問題に過ぎない<sup>(24)</sup>のであって、共に死を引き起こす行為をしている場合には囑託殺人にも自殺幫助にもなり得るとしても、いずれにせよ同じ条文、同じ法定刑であることから区別する実益は少ない<sup>(25)</sup>と解される。他方で、囑託殺人は、あくまで殺人であることから、自由な意思決定に基づく自殺行為への関与よりも違法性・有責性を高くすると指摘されている。これに対して、富山地判平成17年6月13日裁判所ウェブサイト掲載判例は、量刑の理由としてはあるが、「一般に、自殺関与罪の違法性と責任は、同意殺人罪のそれより軽い」としている。

以上、見てきたことによれば、判例の自殺幫助と囑託殺人の区別は、合意心中の場合に典型的に決められるものではなく、「自手か他手」かで区別するのが判例の立場である。ただし、毒薬事例にみるように形式的に明瞭に決めることができないことから、実質的な評価が必要になるところ、本判決が、被害者の態様を「単なる準備行為にすぎない」のではなく、「直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為」と評価をしたのである。本判決は、実務上の影響力をもっており、千葉地判平成28年10月12日D1-Law.com判例体系28243889で引用されている。そこで、この判例を見ていくことにする。

### 4. 本判決以後の判例の概観

前掲千葉地判平成28年10月12日の事実の概要は次の通りである。すなわち、被告人は、妻と死別した苦しみから逃れるため娘と心中することを決意し、当時の被告人方1階浴室において、長女及び二女の承諾を得て、殺意をもって、練炭を燃焼させ、一酸化炭素を発生させてその場に横たわっていた兩名に吸引させ、よって、同日同県所在の病院において、兩名を一酸化炭素中毒により死亡させて殺害したという事案である。弁護人は、被告人には承諾殺人罪は成立せず、自殺幫助罪が成立するにとどまると主張した。



これを受けて千葉地裁は、「関係証拠によれば、被害者兩名は、生前に睡眠薬を飲んだとして矛盾はないものの、その効果だけで死亡した可能性は低く、直接死因は一酸化炭素中毒であったことから、本判決においては、燃焼した練炭を被害者兩名が横たわっていた浴室や隣接する脱衣場に置き、一酸化炭素を発生させたことが、その生命に現実的な危険を発生させる行為であったといえるところ、これを行ったのは専ら被告人であったことが認められる。ところで、囑託・承諾殺人罪と自殺幇助罪との区別は、行為者が手を下して被殺者の生命を断ったといえるかどうかを基準とすべきであり（大審院大正11年（れ）第463号同年4月27日判決・大審院刑事判例集1巻239頁参照）、このことは、本判決のような心中事案においても異なる。そして、本判決において、被告人が直接自分で被害者兩名の生命に現実的な危険を発生させる行為を行ったことは前記のとおりであるから、その行為につき承諾殺人罪が成立することは明らかである。

これに対し、弁護人は、東京高裁平成25年（う）第1294号同年11月6日判決（判例タイムズ1419号230頁）を引用し、本判決の経緯や被告人及び被害者兩名の当日の行動を実質的にみると、本判決の実態は、3名が共同して自殺行為を行い、かつ、相互に幇助したものと評価できるから、自殺幇助罪にとどまる旨主張する。

しかし、同判決は、前記大審院判決を前提としつつ、被告人と被害者（妻）が、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し、そのとおりの方法、場所で自殺を図ったものであることや、被害者も自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与していたことなど、当該事案の具体的な事実関係を踏まえると、被害者自身も自殺を実行したとみるべきである旨判断したものと解される。これに対し、本判決では、練炭への着火など、密接関連行為を含めても、被害者兩名の生命に現実的な危険を発生させる一連の行為は被告人のみが行い、被害者兩名がこれに積極的に関与したことはなかったものと認められる。そうすると、被害者兩名が、自ら睡眠薬を飲んで浴室内に留まっていたとうかがわれることや、自殺の方法や場所について事前に相談していたことなど、弁護人の指摘する事情を考慮

しても、本判決の事実関係は、前記東京高裁判決のそれとは相当程度異なるといわざるを得ず、同判決を根拠とする弁護人の前記主張は採用できない」として承諾殺人罪を認めた。

この点に鑑みれば、直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為を行ったか否かによって形式的に判断していると考える余地もあり得る。しかし、本判決の以前だけでなく以後の地裁判例でも、直接的な生命侵害行為を行為者のみが行っている場合に自殺幫助を認めている事例がある。例えば、前掲富山地判平成17年6月13日は、被告人がインターネットの自殺サイトを通じて知り合ったA及びBと共に集団自殺をしようと企て、Bと共に共謀の上、被告人及びBが同所に駐車中の普通乗用自動車内に燃焼している練炭を入れた七輪2個を持ち込み、自ら睡眠薬等を服用して同車後部座席に乗り込んだAに一酸化炭素を吸入させ、よって、そのころ、同所において、Aを一酸化炭素中毒により死亡させ、もって、人を幫助して自殺させたとして、Aに対する自殺幫助罪の成立を認めている。また、神戸地判令和3年11月22日D1-Law.com判例体系28293711は、ソーシャルネットワークワーキングサービス「B」等で自殺願望を表明していたA(当時13歳)と共に自殺しようと決意し、自殺に用いるための練炭等を準備した上、同日、林道において、前記練炭に点火して自動車内で燃焼させ、よって、その頃、同車内において、Aを急性一酸化炭素中毒により死亡させ、もって人を幫助して自殺させたとして、自殺幫助罪の成立を認めている。さらに、金沢地判令和2年6月30日D1-Law.com判例体系28282203は、被告人は、SNSで自殺志願者を募って知り合ったA(当時25歳)と共に自殺しようと決意し、自殺に用いるための練炭及び睡眠薬を準備した上、山中において、被告人が前記練炭を所持していたガスコンロで点火して燃焼させ、所持していたクーラーボックスに入れた前記練炭を同所に駐車中の被告人名義の軽四乗用自動車内に入れ、同自動車内において、それぞれ睡眠薬を服用し、前記Aに一酸化炭素を吸引させ、よって、その頃、同所において、同人を一酸化炭素中毒により死亡させ、もって人を幫助して自殺させたという事例で自殺幫助罪の成立を認めた。<sup>(27)</sup>上記いずれの場合も、被害者たる

A が共同して練炭に着火したなど直接的な生命侵害行為を行っていないと解されるところ、自殺幫助が認められているのである。

また、横浜地判令和2年10月22日D1-Law.com判例体系28283787は、被告人方6畳和室において、実父であるA（当時89歳、以下「A」という。）が首つり自殺を図っているのを発見し、Aを救助したが、Aが苦しそうにしている様子を見て翻意し、Aの自殺を遂げさせてこれを幫助しようと考へ、仰向けに横たわっていたAの顔面にバスタオル、座布団及び毛布をかぶせ、その上に自己の上半身を乗せて、Aの鼻口部を押さえ付け、よって、その頃、被告人方6畳和室において、Aを窒息により死亡させ、もって人を幫助して自殺させたとして、自殺幫助罪の成立を認めている。

## 5. 検討

これまで見てきたところによると、自殺幫助と嘱託殺人の区別として大正11年判例が先例として参照されているが、形式的な自手・他手による区別だけでは説明がつかず、また、「直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為」を行ったか否かのみでも説明がつかない。この点、本判決の評釈では、被害者が「『死にたい』、『死んでもかまわない』という価値決定を維持し続けることにより、規範的に観察すれば、結果発生まで一貫して行為者の（単独）正犯性を阻却するような介入を成し続けている」ことで、被害者の「決定的な役割に加え、生命侵害に至る物理的・生理的な現象としての側面においても重要な役割を果たす」場合に自殺幫助罪とする見解<sup>(28)</sup>や「着火行為が誰の手によるものであったのか」という「事実が物理的因果性の意味できわめて重要な意義を持つ」が、「心中事案においては被害者における自殺意思の形成過程」を併せて「総合考慮」すべきという見解<sup>(29)</sup>が述べられている。

後者の見解は、本判決について次のように説明する。被害者の自殺意思は、被告人と無関係に被害者自身が決断したものであり、この意思に貫かれて心中を執行した。被告人は、自らの自殺意思を覆すことなく被害者とともに計画・準備をして心中に及んだことで、被害者の自殺を物理的に幫

助したのみならず、最期の瞬間までいることで心理的にも幫助したのである<sup>(30)</sup>。また、富山地裁平成17年6月13日も、「被害者が周りの影響を受けてやはり死ぬしかないと思うに至ったのか、それとも被害者自身がある程度確固たるものとして自殺意思を有しており、周りの影響はそれを心理的に維持させるものであったのか<sup>(31)</sup>」で自殺幫助と囑託殺人の区別を行っているとする。これに対して、千葉地判平成28年10月12日は、推測と譲歩しながら、「一家心中の事案、それも親子の場合には、被害者の年齢を問わず、自殺意思の形成が父親による決定の影響を少なからず被った<sup>(32)</sup>」ことで承諾殺人罪の成立が認められたと説明する。

自殺幫助と囑託殺人の区別<sup>(33)</sup>において、被害者の自殺意思を考慮することについては本稿も同意する。しかし、心中事例における自殺幫助と囑託殺人の区別に関しては、判例は、心中の類型にまず着目していると解するものである。すでに確認した通り、心中事例は、確かに直ちに自殺教唆・幫助になるものではない。しかし、それは、心中と呼ばれる形態自体に複数<sup>(34)</sup>の関与があり得るからである。ここでは、①被告人自身の自殺（未遂）行為が被害者を死亡させた場合と②追死の意思をもって被害者に対する直接的な生命侵害行為を行った場合に分けて検討していく。

#### ①被告人自身の自殺（未遂）行為が被害者を死亡させた場合

いわゆる練炭自殺の類型における被告人の行為は、自己の生命に対する直接的な生命侵害行為でもある。これを被害者と共同して自殺したと評価できる場合には、自殺関与となる。

これまで見てきた、富山地判平成17年6月13日、神戸地判令和3年11月22日、金沢地判令和2年6月30日、そして本判決は、いずれも被告人自身の自殺行為でもあった。その意味で、「被告人は、自らの自殺意思を覆すことなく被害者とともに計画・準備をして心中に及んだことで、被害者の自殺を物理的に幫助したのみならず、最期の瞬間までいることで心理的にも幫助した<sup>(35)</sup>」行為であるとして自殺幫助罪が認められたといえる。

本質は、被告人の自殺行為という側面であるので、練炭を使用するという方法に限定されない。例えば、大分地判令和1年6月26日 D1-Law.com 判例体系〔28273131〕が、被告人は、実母である A（当時 84 歳）と共に自殺しようと考え、海岸において、被告人の左手首と前記 A の右手首とをストレッチゴムでつなぎ合った状態で同人と共に海中に入り、よって、その頃、同所において、同人を溺死させ、もって同人の自殺を幫助したとして自殺幫助を認めた事案も、ともに入水自殺をしているのであるからこの類型に当てはまる。

## ②追死の意思をもって被害者に対する直接的な生命侵害行為を行った場合

この類型は、被告人の行為は自己の生命に対する直接的な生命侵害行為を行っていない。ただ被害者に対する直接的な生命侵害行為を行っている場合である。この場合は、被告人は、後追いの意思があるとはいえ、囑託を受け・承諾を得て被害者の生命を（自手的に）侵害しているのであるから、被告人が被害者に対する直接的な生命侵害行為のみを行っている。千葉地判平成 28 年 10 月 12 日は、一家心中の事例ではあるものの、浴室で一酸化炭素を吸引したのは被害者 2 名のみであって、被告人も浴室で共に一酸化炭素を吸引したわけではないようである。このような後追い型の心中事例は、事実的にも囑託・承諾に基づいて行為することから承諾殺人罪となる。他にも例えば、札幌地判令和 3 年 12 月 24 日 D1-Law.com 判例体系 28300401<sup>(36)</sup>、釧路地帯広支判令和 5 年 2 月 13 日 D1-Law.com 判例体系 28311035<sup>(37)</sup>、津地判令和 4 年 4 月 27 日 D1-Law.com 判例体系 28301425<sup>(38)</sup>などが挙げられる。

## Ⅲ 結論

本判決は、「自手か他手」かで自殺幫助罪の成立を区別するのが大正 11 年判決の立場でと考えられるところ、「直接的な生命侵害行為と密接不可

分の行為」を被害者が行っている場合には、被害者による「自手」であると自殺幫助罪の成立を認めて大正 11 年判決との整合性を図ったことに意義が認められる。しかし、本判決以後も「直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為」を被害者が行わず、もっぱら被告人が「直接的な生命侵害行為」<sup>(39)</sup>を行っており被害者が密接不可分の行為をしていない場合でも自殺幫助罪とする判例があることを見てきた。

本判決の被害者による練炭への着火行為への言及は、確かに直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為と評価していることからこの点に重点を見出すこともあり得る。しかし、ここでの文脈は、地裁が当該行為を殺害の実行行為の準備行為にすぎないことから囑託殺人としたことへの批判である。本判決が自殺幫助と判示したのは、「被告人と被害者は、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し、そのとおりの方法、場所で自殺を図ったものであり、被害者も自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与しているから、被告人と被害者は一体となって自殺行為を行ったものであり、被害者自身も自殺を実行したとみるべき」と述べたところにある。すなわち、「被告人と被害者は一体となって自殺行為を行った」場合には、「被害者自身も自殺を実行したとみる」ことになる。

これによれば、①被告人自身の自殺（未遂）行為が被害者を死亡させた場合は、被害者が特別に「直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為」を行っていないとしても、被告人の自殺行為を用いて被害者が自殺しているのであれば、一体となった自殺として被告人の被害者に対する自殺幫助となる。②追死の意思をもって被害者に対する直接的な生命侵害行為を行った場合は、被害者に対する行為は、一体となった自殺ではないので自殺幫助ではなく囑託殺人が認められる。

心中以外の事例では、すでに見た横浜地判令和 2 年 10 月 22 日では、被告人は、被害者の首つり自殺を救助したが、苦しそうにしている様子を見て翻意し、自殺を遂げさせてこれを幫助しようと考え、被害者を窒息により死亡させた場合に自殺幫助罪の成立を認めていることも、被害者が自殺を実行したといえることにその根拠を見出すことになる。大正

11年判決が、嘱託殺人罪としていることから、自手か他手かという同一の基準としながらもその内実としては、<sup>(40)</sup>実質的に判断するように変遷しているものといつてよい。

これに対して、判例の総論的な立場との整合性については言及ができなかった、今後の課題となる。

## 注

- (1) 本判決は、「承諾殺人罪と自殺幫助罪は、同一法条に規定されて法定刑も同一である上、原審、当審を通じ、弁護人は、承諾殺人の訴因に対して、自殺幫助を主張し、子の争点について両当事者の十分な主張、立証が行われているから、当裁判所が前記自殺幫助の犯罪事実を認定することには、訴因の変更を要しない」と判示している。
- (2) 例えば、山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣、2010）13頁、中森善彦『刑法各論〔第4版〕』（有斐閣、2015）11頁。
- (3) この点について、「匿名コメント」判タ1419号231頁、野村和彦「判批」刑ジャ49号（2016）174頁、小林憲太郎「判批」平28重判解ジュリ1505号（2017）170頁、秋山紘範「判批」法学新報127巻2号（2020）183-4頁を参照した。
- (4) 「匿名コメント」判タ1419号231頁。
- (5) 秋山・前掲注（3）183頁。
- (6) 小林・前掲注（3）170頁。
- (7) 団藤重光編『注釈刑法（5）各則（3）〔再版〕』（大塚仁）（有斐閣、1968）64頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第10巻〔第3版〕』（金築誠志）（青林書院、2021）361頁。
- (8) 団藤重光『刑法各論綱要〔第3版〕』（創文社、1990）399頁。
- (9) 秋山紘範「判批」法学新報127巻2号（2020）184-5頁。
- (10) 野村和彦「判批」刑ジャ49号（2016）173頁。
- (11) 金築・前掲注（7）363頁。
- (12) 大塚仁『刑法各論 上巻』（青林書院、1968）45頁、大塚・前掲注（7）64頁、金築・前掲注（7）363頁も参照。なお、大場茂馬『刑法各論 下巻』復刻叢書法律学篇42（信山社、1996）76-7頁〔『刑法各論 上巻』（三書樓、1909）〕は、「例えば永く不治の病症に罹り居る者が、自殺の意を決しその実行を他人に嘱託する場合」が嘱託殺人であり、「殺害行為の全部を行うと一部を行うとは犯罪の成否に係る」とする。そして「例えば

本人すでに自殺に着手し致命傷を負えるも、いまだ死に至らずして七転八倒するの苦悶を見るに忍びず、親戚これが承諾を得て手を下したる場合」には承諾殺人が成立するとされている。

- (13) 小林・前掲注 (3) 171 頁。
- (14) 秋山・前掲注 (3) 185 頁。
- (15) 平野龍一「刑法各論の諸問題」法セ 978 号 (1972) 93-4 頁。また、井田良「自殺関与罪と同意殺人罪」刑ジャ 4 号 (2006) 139 頁は、「ガス自殺を希望する被害者のためにガスの元栓を開いてやった事例」を追加で挙げ、「区別はきわめて困難なもの」とされる。
- (16) 金築・前掲注 (7) 363 頁。
- (17) 例えば、牧野英一『刑法各論下巻〔第 9 版〕』(有斐閣, 1969) 346 頁。
- (18) 大塚・前掲注 (7) 65 頁, 野村・前掲注 (3) 175 頁。
- (19) 大塚・前掲注 (7) 65 頁。
- (20) 大塚・前掲注 (7) 65 頁。
- (21) 野村・前掲注 (3) 175 頁。
- (22) 団藤・前掲注 (8) 400-2 頁。
- (23) 滝川幸辰『滝川幸辰著作集 第 1 卷〔第 2 版〕』(世界思想社, 1991) 436 頁〔『刑法各論』(弘文堂書房, 1933)〕。
- (24) 前田雅英『刑法各論講義〔第 7 版〕』(東京大学出版, 2020) 16 頁。
- (25) 林幹人『刑法各論〔第 2 版〕』(東京大学出版, 2007) 24 頁, さらに前掲注 (2) も参照。
- (26) 内田文昭『刑法各論〔第 2 版〕』(青林書院, 1984) 18 頁。
- (27) 加えて「自殺の方法は被害者と相談しながら決めたとはいえ、車で被害者を迎えに行き、自らの負担で練炭や睡眠薬を購入し、現場で練炭を燃焼させ、車内にセットするなど終始自殺遂行を主導したもので、その果たした役割は大きい」と判示している。
- (28) 小林・前掲注 (3) 171 頁。
- (29) 秋山・前掲注 (3) 188 頁。
- (30) 秋山・前掲注 (3) 188-9 頁。
- (31) 秋山・前掲注 (3) 189 頁。
- (32) 秋山・前掲注 (3) 189 頁。
- (33) 最決平成 16 年 1 月 20 日刑集 56 卷 1 号 1 頁などからも被害者の有効な同意が重要であろう。
- (34) 団藤・前掲注 (8) 400 頁。また、木村亀二編『現代法律学演習講座 刑法(各論)〔新訂版〕』〔金沢文雄〕(青林書院, 1962) 8 頁は、「心中の



片割れが生き残つた場合については、…自殺の教唆又は幇助が成立し、事情によっては同意殺人の成立も可能である」としている。

- (35) 秋山・前掲注(3) 188-9頁。
- (36) 被告人が実母である被害者に多額の送金をさせた、生活が破綻した被害者が自殺意思を持ち、被告人に対し、どうしても二人で心中することができないときはお母さんの首を絞めてね、と言い、その後さらに、被告人が再び犯罪者になってしまうからやっぱり駄目だ、やっぱり一緒に死のうなどと言ったことがあった。同年8月17日頃に、二人で車で海に飛び込んで心中することを計画していたが、被告人が実行しなかったため、被害者は、被告人に対し、どうするのなどと尋ねた。この際、被告人は、過去にたく疲れ切っているように見えた被害者を楽にしてあげたいなどと考へて、首を絞めていいかと尋ねたところ、被害者からいいよと言われ力強く頷かれたため、被害者を殺害することを決意した。そこで、被害者に対し、その承諾を得て、殺意をもって、駐車中の自動車内において、その頸部を両手で絞め付け、さらに、その頸部を荷造りロープで絞め付け、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害したという事案である。
- (37) 被害者は、令和4年9月下旬頃以降、被告人に対し、心中を提案したり、自殺を企図したり、刺身包丁を持ち出して被告人の面前で自己の脇腹に刺身包丁の刃を向け、被害者を刺身包丁で刺すよう促す動作をしたりすることがあった。被告人は、これらの被害者の行動に対し、自殺をやめさせたり、やめるよう言つて刺身包丁を取り上げたりしていた。また、被害者は、この頃から、睡眠薬を過剰摂取するようになり、被告人は、被害者が睡眠薬を過剰摂取しないよう、睡眠薬の管理をするようになった。被害者は、同月3日夜から同月4日にかけて、被告人に対し、睡眠薬を2回にわたつて求め、被告人はいずれの求めにも応じ、睡眠薬を渡し、被害者は2回にわたり睡眠薬を服用した。その後、被害者は、何度が自殺を試みたり、殺人の囑託をするなどしていた。同月4日午前4時頃、被告人に対し、さらに睡眠薬を求め、被告人がこれを拒絶したところ、被害者は、「今夜やってほしい。」などと言い、被告人は、被害者に本物の包丁を見せないと納得しないと考へ、刺身包丁を台所から持ち出し、被害者の肌刺身包丁を当てたが、被害者は、「覚悟はできているから。」などと言つたため、被告人は、被害者の殺害を決意すると共に、被害者の殺害後、自らも自殺しようと思つた。そこで、被告人は、同日午前4時15分頃、自宅において、被害者(当時72歳)に対し、その囑

託を受け、殺意をもって、その腹部を刺身包丁(刃体の長さ約21.3センチメートル)で突き刺すなどし、よって、その頃、同所において、同人を左前胸部の刺切創からの出血及び失血により死亡させて殺害したという事案である。

- (38) 被告人は、自ら自殺願望を抱くとともに、連絡を取り合う中で実姉のA(以下「被害者」)も自殺願望を抱いていることを把握していたところ、令和4年2月13日、被害者から一緒に死ぬことを持ち掛けられ、その提案を受け入れることになって被害者のもとに向かうと、被害者と合流して話し合う中で、先に被告人が被害者を殺害してから後追い自殺する方法で心中することを合意、決意するに至り、同月14日、(住所略)B方において、被害者(当時46歳)に対し、その嘱託を受け、殺意をもって、その頸部をタオルで絞め付け、よって、その頃、同所において、被害者を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した。
- (39) たとえ、本判決が「練炭コンロを車内に置いてドアを閉めるという直接的な生命侵害行為」と練炭への着火が「密接不可分の行為」と述べていることから、他の自動車による練炭集団自殺事例においても、自殺予定地に行くために被害者が自動車に乗ってドアを閉めたことが「直接的な生命侵害行為」と捉えているわけではないと思われる。一酸化炭素を発生させた状態で密封空間を作り出したことが直接的な生命侵害行為であろう。
- (40) 確かに大正11年判決は、被害者は「入水せんとしたるも意の如くならざるより被告人に対し」嘱託したという事実を認定している。そこで、自殺しようとした際の関与と自殺した際の関与とで同意殺人と自殺幫助とを分けているようにも見える。しかし、金築・前掲注(7)363頁が「切腹の場合もいわゆる介錯も…嘱託殺人」としていることから、横浜地判令和2年10月22日が自殺行為の実行を開始しながら、いわゆる介錯をした被告人の自殺幫助を認めている点には違いが認められる。